

ローカル5G導入に関するガイドライン

令和元年12月
(令和7年5月最終改定)
総務省

1. ガイドラインの目的

(1) ローカル5Gの概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（以下「ローカル5G」という。）については、情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、候補周波数帯のうち、28.2-28.3GHzについて技術的条件が取りまとめられ、令和元年12月に必要な制度整備を行った。加えて、同委員会報告（令和2年7月14日）において、使用周波数帯を4.6-4.9GHz及び28.3-29.1GHzへ拡張すること等について技術的条件が取りまとめられ、令和2年12月に必要な制度整備を行った。なお4.6-4.9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4.6-4.8GHzまでの間から優先して割り当てることとされている。

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待される。基本的には、自営目的での利用を想定しているが、地域に密着した多様なニーズに対応するために、地域の企業等にネットワーク構築等を依頼し、電気通信役務として提供を受けることも可能としている。

5Gは、導入当初は、制御信号を扱う4G（以下「アンカー」という。）のインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク（NSA：Non Stand Alone。以下「NSA」という。）構成で運用される技術仕様となっており、その後5Gのみで動作する無線アクセスネットワーク（SA：Stand Alone）構成による運用へと移行が進んでいる。ローカル5Gについても、導入当初は、NSA構成によるアンカーの構築が必要となることから、令和元年12月のローカル5Gの制度整備の際に地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWA」という。）の帯域（2575-2595MHz）を使用した4Gによる通信システム（以下「自営等BWA」という。）についても併せて必要な制度整備

を行った。また、1.9GHz 帯 TD-LTE 方式デジタルコードレス電話の周波数が拡張されることから、令和2年12月にローカル5Gのアンカーとして必要な制度整備を行った。

ローカル5Gのアンカーとしては、自営等BWA又は1.9GHz 帯 TD-LTE 方式デジタルコードレス電話を自ら構築するか、携帯電話事業者又は地域BWA事業者の4G網を使用することも可能である。

加えて、5Gの性能を活かしたローカル5Gのサービスを実現するため、通信方式の柔軟な設定を実現する非同期運用に関しても、上述の委員会報告（令和2年7月）を踏まえて、令和2年12月に必要な制度整備を行った。

また、一定の条件下において他者土地を自己土地相当と見なすことができる「共同利用」の概念等の導入に関し、同委員会報告（令和5年1月24日）を踏まえ、令和5年8月に必要な制度整備を行った。

さらに、中継局やHPUCE端末等の導入するため、同委員会報告（令和5年6月21日）を踏まえ令和6年9月に制度整備を実施、海上利用の導入するため、同委員会報告（令和6年7月2日）を踏まえ、令和7年2月に必要な制度整備を実施した。

上空利用を導入するため、同委員会報告（令和6年12月17日）を踏まえ、令和7年5月に必要な制度整備を実施した。

(2) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、上記を踏まえ、ローカル5Gの導入を促進する観点から、ローカル5G等に係る制度について明確化するものである。

具体的には、ローカル5G及び自営等BWAの無線局免許の申請手続や、電気通信事業として導入する場合の考え方について、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用関係について明確化し、ローカル5G及び自営等BWAに関する制度の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係

(1) 無線局開設に必要な手続

ローカル5Gを導入する場合、無線局の免許（電波法第4条）の申請が必要となる。免許申請については、常時受け付け、標準的な処理期間は約1ヶ月半である。なお、無線局の免許の申請書等の記載例は付録1（電子申請の場合）及び付録2（書面での提出の場合）のとおり。

なお、ローカル5GをNSA構成で実現する場合は、ローカル5Gの無線局開設手続に加え、必要に応じて、自営等BWAの無線局開設手続等が必要となる。

ローカル5Gの免許申請に際しては、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）で様式が定められている無線局事項書及び工事設計書等の提出に加えて、自己土地利用の場合は、そのエリアの範囲を示す図、登記事項証明書、システム構築の依頼を受けている場合は依頼状等その証明書類等の添付が必要となる。

共同利用の場合は、無線局事項書及び工事設計書等の提出に加えて、そのエリアの範囲を示す図、免許人及び利用者の自己土地を証する登記事項証明書、システム構築の依頼を受けている場合は依頼状等その証明書類等の添付が必要となる。

(2) 技術基準適合証明等の適用

ローカル5Gの無線局は、全国携帯電話事業者向け5Gの無線設備（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の6の12）と同様に、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）において、特定無線設備（電波法第38条の2の2第1項）として位置付け、基地局、陸上移動中継局、端末設備（陸上移動局）、小電力レピータ（陸上移動局）とともに技術基準適合証明及び工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の対象としている。実際の技術基準適合証明等の申請の際には、全国携帯電話事業者向けの無線機器の申請にローカル5Gの周波数を含めることにより、全国携帯電話事業者向けの無線設備とローカル5Gの無線設備について一体的に技術基準適合証明等を受けることができる。

(3) 無線従事者の資格要件

ローカル5G及び自営等BWAの基地局を扱う無線従事者について、一般

的には、電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）第 3 条に基づき第三級陸上特殊無線技士の資格者を適用する。

ただし、空中線電力 100W を超える場合、第一級陸上特殊無線技士の資格要件が適用される等、取り扱う操作の内容によっては、異なる資格要件が必要となる場合があることから、必要に応じて、電波法施行令第 3 条に規定されている各資格及びその操作の範囲について確認が必要となる。

(4) 包括免許の適用

ローカル 5 G の無線局及び自営等 BWA の無線局のうち陸上移動局（中継を行うものを除く。）は、特定無線局（電波法第 27 条の 2）の対象であり、包括免許の申請が可能である。

(5) 電波利用料

ローカル 5 G の無線局及び自営等 BWA の無線局には、以下の電波利用料（年額）が適用される（令和 4 年 10 月改定）。なお、電波利用料は改定の可能性がある。

○ ローカル 5 G (4.6–4.9GHz)

- ① 基地局及び陸上移動中継局（以下「基地局等」という。）※
: 6,400 円/局

② 陸上移動局 : 360 円/局（包括免許）、400 円/局（個別免許）

○ ローカル 5 G (28.2–29.1GHz)

① 基地局等 : 3,100 円/局

② 陸上移動局 : 360 円/局（包括免許）、400 円/局（個別免許）

（参考 1）自営等 BWA (2575–2595MHz)

① 基地局等※ : 22,800 円/局

② 陸上移動局 : 360 円/局（包括免許）

個別免許は免許内容による

※ 空中線電力が 0.01W を超える場合。0.01W 以下の場合は、3,100 円/局。

（参考 2）1.9GHz 帯 TD-LTE 方式デジタルコードレス電話 免許不要局のため電波利用料は不徴収。

(6) 免許人の範囲

○ ローカル5G

自ら基地局を設置して携帯電話サービス用及び広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数（2575–2595MHz を除く。）を使用する事業者（以下「全国MNO」という。）については、当分の間、ローカル5G帯域の免許取得は認めない。なお、全国MNOの子会社等の関連企業の免許取得は可能である。

(参考) 自営等BWA

免許人の範囲は、地域BWAと同様とし、全国MNO又はその子会社等の関連企業については、自営等BWAの免許取得は認めない。ただし、ローカル5Gが当面NSA構成により提供されることを踏まえ、全国MNOの子会社等の関連企業が自営等BWAをローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限ってこれを妨げない。

【地域BWA及び自営等BWAの免許主体となれない者】

- ① 全国BWA事業者
- ② 携帯電話事業者
- ③ ①又は②の子法人等
- ④ ①又は②の親法人等
- ⑤ ①又は②の親法人等の子法人等（①又は②を除く。）
- ⑥ 法人又は団体であって、①若しくは②又は③から⑤までに掲げる者が合わせて保有する当該法人又は団体の議決権が1/5超1/3未満であり、かつ、当該法人の議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- ⑦ ⑥の子法人等
- ⑧ 法人又は団体であって、当該法人又は団体及びその親法人等、子法人等又は親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が合わせて保有する①若しくは②又は④の議決権のいずれかが1/5超1/3未満であり、当該法人の議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- ⑨ 法人又は団体であって、当該法人又は団体の役員の過半数を①又は②の役員又は従業員が占める者
- ⑩ 法人又は団体であって、①又は②の役員の過半数を当該法人又は団体の役員及び従業員により占める者
- ⑪ 法人又は団体であって、①又は②の代表権を有する役員が当該法人又は団体においても代表権を有する者
- ⑫ 法人又は団体以外の者であって、①若しくは②又は③から⑪までに掲げる法人又は団体の役員である者
- ⑬ 現に免許申請を行っている法人若しくは団体の議決権1/3以上を保有する者又は当該法人若しくは団体によって議決権1/3以上を保有される者であって、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者
- ⑭ 現に免許申請を行っている法人又は団体の役員であって、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者

※ ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAを構築する場合に限り、上記の③～⑭の免許取得を可能とする。

(7) 提供範囲

○ ローカル5G

ローカル5Gは、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所

有者等（賃借権や借地権等を有し、当該建物又は土地を利用している者を含む。以下同じ。）が自ら構築することを基本とする5Gシステムである。また、当該所有者等からシステム構築を依頼された者も、依頼を受けた範囲内で免許取得が可能である（以下「自己土地利用」という。）。

一方、上述の「自己土地利用」以外の場所、すなわち他者の建物又は土地等での利用（当該建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼されている場合を除く。）を「他者土地利用」という。（以下同じ。）

自己土地利用は、他者土地利用より優先的に導入することができるものとして位置づけられるものである。このため、他者土地利用は、自己土地利用が存在しない場所に限り導入可能とする。また、他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合には、まず当事者間において干渉調整を実施し、合意できない場合は、他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないよう空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。

他者土地利用の場合であっても、以下のような一定の条件下においては、自己土地利用として扱うこととする。

- 1) 大学のキャンパスや病院等の私有地の敷地内の間を公道や河川等が通っている場合等の自己土地周辺にある狭域の他者土地について、別の者がローカル5Gを開設する可能性が極めて低い場合
- 2) 近隣の土地の所有者が加入する団体によって、加入者の土地において一体的に業務が行われる場合

また「共同利用」の場合も同様に他者土地利用の場合であっても自己土地利用として扱う場合がある。

「共同利用」とは、複数の利用者が土地又は建物の所有権等を有する場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。この際、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最低限の区域（「共同利用区域」という。以下同じ。）内における利用は、他者土地利用であっても自己土地利用相当として取り扱う。

共同利用区域内において既に自己土地利用しており、周波数を共用することとなる他の免許人がいる場合は、その土地を共同利用区域に含めることはできない。ただし、当該免許人と協議の上、自己土地利用に係る無線局を廃止又は共同利用に係る無線局に変更し、当該免許人を共同利用の利用者に含める場合や、両者協議の上で使用周波数帯を分ける等、混信を回避するための措置をとることに合意した場合等はこの限りではない。また、共同利用区域は再免許の際に見直しを行うこととし、共同利用区域内で新

たに自己土地利用を希望する者が現れた場合は、共同利用区域から当該土地を除外しなければならない。これらの場合において、両者お互いの自己土地利用に対して混信を起こさないように必要な措置を講じなければならない。

(参考) 自営等BWA

2575-2595MHz 帯については、地域BWAのサービス展開がなされている。自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所及び地域BWAの免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画及びカバーエリアが具体的に示されていない場所で開設することが基本である。なお、自営等BWAと地域BWAの当事者間で自営等BWAの無線局申請について合意がなされている場合は、この限りではない。おって、地域BWAの置局の見通しを踏まえて自営等BWAの置局の判断がなされることが有益であることから、自営等BWAの免許申請に際して、地域BWAとの間で置局の見通しについて情報交換がなされることが望ましい。

自営等BWAの自己土地利用及び他者土地利用の無線局の設置場所は、上述のローカル5Gと同様とし、他者土地利用については、固定通信（原則として、無線局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定する。また、自己土地利用については、他者土地利用より優先されることから、他者土地利用については、自己土地利用が存在しない場所に限定して利用可能となる。

自営等BWAの他者土地利用については、広範囲にエリアカバーが進んでしまうと地域BWA及び自営等BWAの自己土地利用を妨げる可能性があることから、ローカル5Gのアンカーの利用に限定する。なお、自営等BWAの自己土地利用はこの限りではない。

(8) 免許申請に係る調整等の考え方

ローカル5Gの免許申請に際しては、近接するローカル5G免許人とのエリア調整を行う必要がある。また、5Gの割当てを受けた全国MNO及びローカル5G免許人との同期運用等に関する考え方及び周波数毎の使用にあたっての考え方を踏まえた運用を行う必要がある。

1) ローカル5G免許人とのエリア調整

ローカル5Gは、カバーエリアの外であっても、干渉の可能性があるエ

リア（以下「調整対象区域」という。）が存在し、周辺の他の免許人のローカル5G無線局との間で混信が生じる可能性がある。このため、無線局の免許申請に際しては、自己土地利用、他者土地利用の区分に関係なく、カバーエリアを必要最小限の範囲とすることを基本とする。

エリア内における利用区分の考え方については、一の基地局等のカバーエリア及び調整対象区域において、所有権等を有する土地又は建物の範囲内を「自己土地利用に係る部分」とし、それ以外の範囲については「他者土地利用に係る部分」とする。ただし、共同利用の場合は、共同利用区域内の「他者土地利用に係る部分」については「自己土地利用に係る部分」として扱う。そのため、一の基地局等のカバーエリア及び調整対象区域の中に、自己土地利用に係る部分及び他者土地利用に係る部分の両者が存在することがある。

周辺のローカル5G無線局との間で、カバーエリア及び調整対象区域が重なる場合には、免許申請前に調整を行う必要がある。

① 自己土地利用又は共同利用の申請者が、既存免許人に事前に通知を行うとともに、当該免許人から協議を求められた場合に応じる必要があるケース

- 申請者の自己土地利用又は共同利用のカバーエリアが、既存のローカル5G免許人の他者の土地における調整対象区域と重複する場合
- 申請者の自己土地利用又は共同利用の調整対象区域が、既存のローカル5G免許人の他者の土地におけるカバーエリアと重複する場合

上記に該当する場合は、個別に両者が合意しているケースを除き、他者土地利用の既存免許人は当該重複が生じないよう必要な対策を講じるものとする。なお、申請者の自己土地利用の調整対象区域と既存のローカル5G免許人の調整対象区域が重複する場合は、必ずしも事前調整を要するものではないが、必要に応じて、両者で協議を行うものとする。

② 他者土地利用の申請者が留意すべきケース

(7)に記載のとおり、ローカル5Gの利用は、自己土地利用又は共同利用が他者土地利用より優先される。そのため、他者土地利用の申請は、自己土地利用又は共同利用がなされていない場所でのみ可能となる。

申請者の他者土地利用のカバーエリアが、既存のローカル5G免許人の他者土地利用の調整対象区域に重複する場合、申請者の業務遂行上、有害な混信の可能性があることを踏まえた上で、申請を行うことは可能である。なお、必要に応じて、既存免許人との間で調整を行うものとする。

調整の事例として、自己土地利用者の同意が得られれば、両者で使う周波数帯を分け、混信を起こさないように調整を行うことも考えられる。

また、申請者の他者土地利用の調整対象区域が、既存のローカル5G免許人のカバーエリアに重複する場合、当該既存免許人の業務遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合を除き、免許は認められない。

さらに、4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する陸上移動局のうち、等価等方輻射電力が26dBmを超える32dBm以下のもの又は28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する陸上移動局のうち、等価等方輻射電力が43dBmを超える55dBm以下のもの（以下「H P U E」という。）を使用する場合は、基地局等のカバーエリア及び干渉調整区域外であっても、H P U Eが周辺の他の免許人のローカル5G無線局と干渉が発生する可能性がある。

このため、H P U Eを使用する場合、H P U Eの使用により干渉の可能性があるエリア（H P U E調整区域）に他の免許人所属の基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

無人航空機等に搭載する陸上移動局（以下「上空利用端末」という。）を使用する場合は、基地局等のカバーエリア及び干渉調整区域外であっても、上空利用端末が周辺の他の免許人のローカル5G無線局と干渉が発生する可能性がある。

このため、上空利用端末を使用する場合、上空利用端末の使用により干渉の可能性があるエリア（上空利用調整区域）に他の免許人所属の基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

（参考）自営等BWA

自営等BWAについても、自己土地利用及び他者土地利用に関しては、上述のエリア調整の考え方方が適用される。

自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所及び地域BWAの免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画及びカバーエリアが具体的に示されていない場所で開設することが基本である。そのため、免許申請前にこれらの条件への適合性について確認が必要となる。

加えて、自営等BWAの免許取得後に、同じ場所において地域BWAが導入される場合、地域BWAの無線局に混信を与えないように協議を行い、自営等BWAの無線局の空中線位置や方向の調整等を行う必要があることに留意が必要となる。

なお、自営等BWA側の無線局による干渉調整が困難な場合は、地域BWAのネットワークを利用してサービスを継続するという方法等もあり、地域BWA申請者と協議の場を持つことが有効であるとともに、地域BWA申請者も自営等BWAの免許人との間の協議の機会を設けることが期待される。

また、自営等BWAにおいては、陸上移動局のうち等価等方輻射電力が30dBmを超える33dBm以下のものを運用する場合、干渉の可能性があるエリア（H P U E調整区域）に他の免許人所属の地域BWA又は自営等BWAの基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

さらに、自営等BWAにおいては、上空利用端末を運用する場合、干渉の可能性があるエリア（上空利用調整区域）に他の免許人所属の自営等BWAの基地局等の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。また、地域BWAの基地局等の設置場所及び地域BWAの免許人が開設予定の基地局等（配置計画等において基地局等の配置計画が具体的に示されており、当該計画の提出日から3年を経過しない場合に限る。）の設置場所が含まれる場合、免許申請前に干渉調整を行う必要がある。

2) 5Gの割当てを受けた全国MNO及びローカル5G免許人との同期運用等に関する考え方

ローカル5Gは、これまで5Gの割当てを受けた全国MNOの無線局との間で、アップリンク（陸上移動局から基地局の方向）とダウンリンク（基地局から陸上移動局の方向）の送受信のタイミングを一致させる同期運用が行われているが、5Gの多様なユースケースに対応するため非同期運用

を導入する。

非同期運用を行う場合は、原則として、同期運用を行う無線局（以下「同期局」という。）が、非同期運用を行う無線局（以下「非同期局」という。）よりも優先的に保護されることを基本とする。

（非同期運用の基本的な考え方）

- ① 先発・後発にかかわらず、非同期局が同期局から有害な混信を受ける場合は、非同期局が同期局からの混信を容認するものとし、非同期局は保護を求めてはならない。
- ② 先発・後発にかかわらず、非同期局が同期局に有害な混信を与えてはならない。同期局へ有害な混信が生じた場合は、非同期局が混信回避の対策を実施するものとする。

ローカル5Gの免許申請に際しては、上述の基本的な考え方に基づき、同期方式及び非同期方式での免許申請が可能である。

その際、5Gの割当てを受けた全国MNOの無線局との間で同期を行う同期方式及び、ローカル5Gで利用ニーズが多い「上りスロットの比率が高いパターン」を実現しつつ同期局との間で干渉の影響を低減することが可能な非同期運用である準同期方式の免許申請については、事前の干渉調整を省略することが可能となる。具体的な同期方式及び準同期方式のフレーム構成は図1及び図2の通りとなる。また、準同期方式以外の非同期方式の免許申請については、全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合に可能である。したがって、準同期方式以外の非同期方式の無線局においては、HPUCEを運用する場合は合意しておく必要がある。

なお、非同期方式の無線局の運用後に、近隣の同期方式の無線局から干渉調査依頼があった場合は、干渉調査に協力し必要な措置を講ずること。

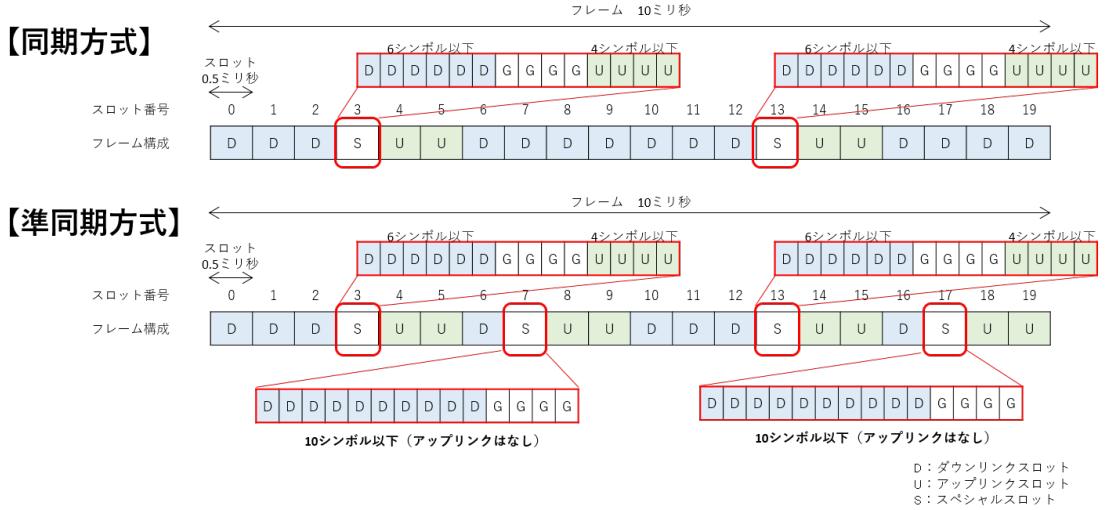


図1 4.6~4.9GHzの周波数帯における送信装置のフレーム構成

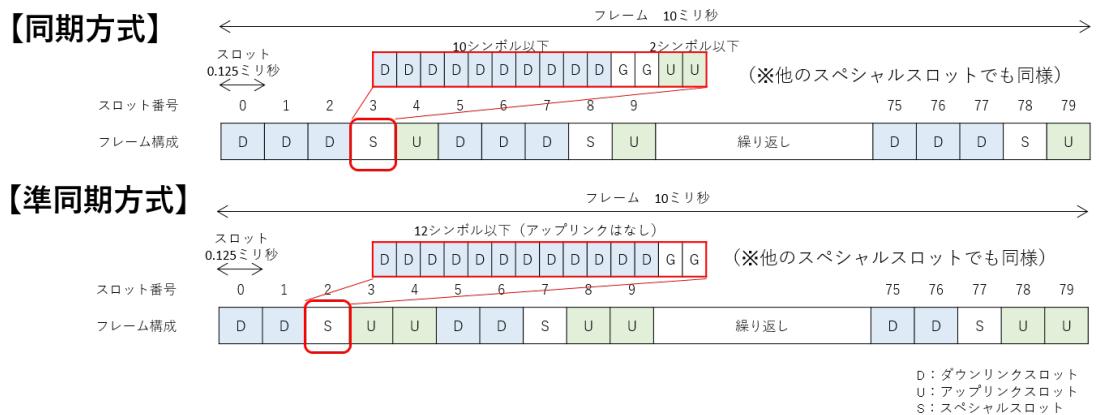


図2 28.2~29.1GHzの周波数帯における送信装置のフレーム構成

3) 4.7GHz帯における周波数使用の考え方

4.7GHz帯において公共業務用無線局との共用を図るため、以下のとおり周波数毎に使用条件が定められている。ローカル5Gの使用周波数帯に応じて、公共業務用無線局との間で混信その他の妨害を与えるおそれがある地域については設置制限や無線局の諸元に制限が設けられていることから、周波数使用に際しては、留意が必要である。基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4.6~4.8GHzの周波数帯を使用すること。

① 4.6~4.8GHzの周波数帯を使用する場合

屋内での設置のみ可能である。その場合であっても、北海道、新潟県及び石川県では基地局の等価等方輻射電力が3dBm/MHz以下、北海道、新潟

県及び石川県を除く地域では基地局の等価等方輻射電力が 17dBm/MHz 以下であって、別紙 1 の地域に設置されていないこと。

なお、陸上移動中継局は開設できない。また、陸上移動局（中継を行うものに限る）は、別紙 1 の地域のほか北海道、新潟県及び石川県では使用できない。

海域に基地局及び陸上移動中継局は設置できない。

表 1 4.6～4.8GHz の周波数帯を使用する場合の考え方

等価等方輻射電力		屋内	屋外
北海道、新潟県 及び石川県	北海道、新潟県 及び石川県以外		
3dBm/MHz を超える場合	17dBm/MHz を超える場合	×	×
3dBm/MHz 以下	17dBm/MHz 以下	別紙 1 の 地域以外で 設置可能	×

② 4.8～4.9GHz の周波数帯を使用する場合

原則として、4.6～4.8GHz の周波数帯を使用する基地局が設置できない地域である場合又は基地局のカバーエリアが屋外を含む場合に限り、屋内及び屋外での設置が可能である。その場合であっても、基地局の等価等方輻射電力が 48dBm/MHz 以下であって、以下(ア)～(イ)の使用条件を満たす必要がある。

(A) 陸上（海域を除く。）に基地局等を設置する場合

(ア) マクロセル基地局¹又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合（屋内に設置する場合を除く。）は、別紙 2 の地域に設置されていないこと。

(イ) スモールセル基地局²又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合（屋内に設置する場合を除く。）は、別紙 3 の地域に設置する場合は 4.6～4.8GHz における不要発射の値が -16dBm/MHz 以下となっていること。

表 2 4.8～4.9GHz の周波数帯を陸上（海域を除く。）で使用する場合
の考え方

¹ 等価等方輻射電力が 25dBm/MHz を超え 48dBm/MHz 以下の無線局

² 等価等方輻射電力が 25dBm/MHz 以下の無線局

等価等方輻射電力	屋内	屋外
48dBm/MHzを超える場合	×	×
25dBm/MHzを超え48dBm/MHz以下	○ (制限無し)	別紙2の 地域以外で 設置可能
25dBm/MHz以下		○ ただし、別紙3の地域に 設置する場合は、4.6-4.8GHz の不要発射の強度の値が -16dBm/MHz以下であること

(B) 海域に基地局等を設置する場合

- (ア) マクロセル基地局³又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合は、別紙4の地域に設置されていないこと。
- (イ) スモールセル基地局⁴又は同等の等価等方輻射電力である陸上移動中継局を設置する場合は、別紙5の地域に設置されていないこと。また、別紙6の地域に設置する場合は4.6~4.8GHzにおける不要発射の値が-16dBm/MHz以下となっていること。

表3 4.8~4.9GHzの周波数帯を海域で使用する場合の考え方

等価等方輻射電力	屋内及び屋外
48dBm/MHzを超える場合	×
25dBm/MHzを超え48dBm/MHz以下	別紙4の地域以外で設置可能
25dBm/MHz以下	別紙5の地域以外で設置可能 また、別紙6の地域に設置する場合は4.6~4.8GHzにおける不要発射の値が-16dBm/MHz以下であること。

開設できる基地局等は、海底に固定又は海底に係留されている海上プラットフォームなどに設置するなど、移動しない無線局に限られることに留意。

なお、海域に設置する場合における免許申請においては、次に掲げる事項が記された資料が添付する必要がある。

- a 基地局等の設置場所からの距離が12海里以内の全ての市町村名
- b 基地局等の設置場所からの距離が12海里以内の領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1に掲げる全ての線（同表第1の1の項からの項までのうち該当する項の番号及び該当する点）

³ 等価等方輻射電力が25dBm/MHzを超え48dBm/MHz以下の無線局

⁴ 等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下の無線局

c) 基地局等の設置場所からの距離が12海里以内の低潮線を含む市町村及び領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1に掲げる線並びに基地局等の設置場所の位置関係を示す地図

4) 4.7GHz帯における上空利用端末を使用する場合の考え方

4.7GHz帯においては、航空機電波高度計との共用検討を継続的に進めており、暫定的に航空機電波高度計と上空端末との離隔距離を確保するため、以下の地域の上空では使用できない。そのほかに、基地局の設置ができない地域の上空は、上空利用端末を使用することができないことに留意。

① 4.6～4.8GHzの周波数帯を使用する場合に上空を移動できない地域

- (A) 空港、飛行場、ヘリポートの敷地
- (B) 空港、飛行場、ヘリポートの着陸帯及び進入区域
- (C) (B)の外側1022m以内の地域

② 4.8～4.9GHzの周波数帯を使用する場合に上空を移動できない地域

- (A) 空港、飛行場、ヘリポートの敷地
- (B) 空港、飛行場、ヘリポートの着陸帯及び進入区域
- (C) (B)の外側6598m以内の地域
- (D) 上空利用端末のアンテナ利得に応じて以下の空域

アンテナ利得	地表又は水面からの高さ	
	原則	例外 (地上又は水上の物件から30m以内の場合)
-4dBi以下	150m以上	275m超
-4dBi超、-3dBi以下		247m超
-3dBi超、-2dBi以下		203m超
-2dBi超、-1dBi以下		153m超
-1dBi超、0dBi以下	98m超	
0dBi超、+1dBi以下	35m超	
+1dBi超	使用不可	

(例1) アンテナ利得-3dBiの場合

高度0～149mは使用可、150mは使用不可。

ただし風力発電やビルなどの構造物から30m以内の空域であれば、高度150～247mも使用可能。

(例2) アンテナ利得0dBiの場合

高度0～98mは使用可、99mは使用不可。

(例3) アンテナ利得+2dBiの場合

上空利用できない。

対象となる空港、飛行場、ヘリポートについては、国土交通省航空局のホームページ「空港一覧」

(https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html) に記載されている空港、飛行場、ヘリポートを参照すること。

着陸帯及び進入区域は、航空法に規定されているものを示す。着陸帯及び進入区域の具体的な地域の確認にあたっては、国土交通省航空局のホームページ「空港等設置管理者・空域を管轄する機関の連絡先について」

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html#CTR) 内の下記箇所に記載の「地理院地図(国土地理院)」を参照するか、「管理者等の連絡先」に問い合わせること。

空港等の進入表面等に該当するかを確認する

空港等周辺の進入表面等に該当するかは、[地理院地図\(国土地理院\)](#)で確認可能です。

管制圏等の空域に該当するかを確認する

▶ 各地域の広域図、詳細図、[管理者等の連絡先](#)

図3 国土交通省航空局ホームページ「空港等設置管理者・空域を管轄する機関の連絡先について」の抜粋

5) 28GHz 帯における周波数使用の考え方

28GHz 帯固定衛星業務用無線局との共用を図るため、基地局の空中線電力及び空中線利得に上限が設けられている。周波数毎に使用条件は以下の通り。

① 28. 2～28. 45GHz の周波数帯を使用する場合

屋内及び屋外での設置が可能である。なお、海域での設置はできない。

② 28. 45～29. 1GHz の周波数帯を使用する場合

固定衛星業務の地球局からの保護を要求しないことを前提に、屋内及び屋外での設置が可能である。なお、海域での設置はできない。

6) 全国MNOの無線局とローカル5Gのネットワークで使用する高出力端末との共用の考え方

準同期運用を行うローカル5GのHPUCEを運用する場合は、ローカル

5Gの割当周波数帯と隣接する4.5GHzから4.6GHz、4.9GHzから5.0GHz、27.8GHzから28.2GHz又は29.1GHzから29.5GHzの周波数を使用し、携帯無線通信を行う全国MNOの無線局との間で干渉が発生するおそれがある。

このため、準同期運用を行うローカル5GのHPUEを使用する場合は、3)、4)又は5)の考え方方に加え、事前に当該全国MNOとの間で連絡体制を構築し、隨時干渉調整を行うことができるようになること。ただし連絡先の交換を不要としている全国MNOについては、連絡体制を構築する必要はない。不要としている全国MNOは、以下のとおり。

① 4.8～4.9GHz の周波数帯を使用する場合

NTTドコモ： HPUEの移動範囲が自己土地のみの場合は不要。
HPUEの移動範囲に他者土地（共同利用区域内における他者土地を含む。）が含まれる場合は必要

ソフトバンク： 必要

② 28.2～29.1GHz の周波数帯を使用する場合

KDDI： 不要

ソフトバンク： 不要

7) 全国MNOの無線局とローカル5Gのネットワークで使用する上空利用端末との共用の考え方

上空利用端末で非同期運用を実施する場合は、ローカル5Gの割当周波数帯と隣接する4.5GHzから4.6GHz、4.9GHzから5.0GHz、27.8GHzから28.2GHz又は29.1GHzから29.5GHzの周波数を使用し、携帯無線通信を行う全国MNOの無線局との間で干渉が発生するおそれがある。

このため上空利用端末は、準同期運用の場合に限り、事前に、当該全国MNOとの間で混信その他の妨害を与えないことについての合意が必要である。ただし、以下①～③のいずれかの場合については、当該全国MNOとの間で事前に合意する必要はない。

①準同期運用の上空利用端末と当該全国MNOの陸上移動局が別紙7に定める離隔距離の確保が可能で、確保できることを確認できる資料（離隔距離の範囲内に第三者が容易に進入しないこと及び離隔距離の範囲内において当該陸上移動局が携帯無線通信を行わないことを明らかにするもの等）を申請時に提出する場合

②当該全国MNOが、事前の合意を不要としている場合であって、事前の合意に代えて、当該全国MNOとの間で事前に連絡体制を構築し、隨時干渉調整を行うことができるようになる場合

③当該全国MNOが、事前の合意及び事前の連絡体制の構築を不要としている場合

<当該全国MNOにおける事前の合意・連絡体制構築の要否>

	全国MNO	移動範囲	事前の合意	事前の連絡先の交換
4.6～4.8GHzを使用する場合	NTTドコモ	自己土地の屋内	不要	不要
		他者土地（共同利用区域内における他者土地を含む。）の屋内	不要	必要 (必要に応じて、隨時干渉調整)
4.8～4.9GHzを使用する場合	NTTドコモ	自己土地の屋内	必要	
		海域	不要	不要
28.2～29.1GHzを使用する場合	KDDI	自己土地の屋外	不要	必要 (必要に応じて、隨時干渉調整)
		他者土地（共同利用区域内における他者土地を含む。）の屋内外		
28.2～29.1GHzを使用する場合	ソフトバンク	ソフトバンク	必要	
		ソフトバンク	不要	不要

※ 同期運用の場合は、事前の合意（連絡先の交換を含む。）が不要。

※ 準同期運用であって、離隔距離の確保ができる等の場合は、事前の合意（連絡先の交換を含む。）が不要。

(9) セキュリティの確保

ローカル5Gは、安心して利用できるものとする必要があり、サプライチャーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策⁵を講じることが

⁵ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。

求められる。

(10) 無線局の免許が交付された後の手続

無線局の免許が交付された後、以下の手続が必要である。

1) 無線従事者選任届の提出

この無線局の操作には、原則として第三級陸上特殊無線技士以上の資格が必要である。交付された後、遅滞なく提出すること。

2) 無線局の運用開始等の届出書の提出（包括免許の陸上移動局に限る）

1局でも運用を開始したら、遅滞なく提出すること。

また、免許時に指定された運用開始期限（免許後6箇月以内）にも留意すること。

3) 開設無線局数届出書の提出（包括免許の陸上移動局に限る）

以下に従い開設無線局数届出書を提出する必要がある。

- ① 最初の届出は、運用開始した月の月末の開設局数をその翌月15日までに提出すること。
- ② 最初の届出以降、追加開設した場合は、追加開設した月の月末の開設局数を翌月15日までに提出すること。
- ③ 2年目以降、免許月の月末の開設局数を翌月15日までに提出すること。なお、毎年必ず提出が必要であることに留意すること。

4) 電波利用料の納付

基地局は免許日以降に、陸上移動局（包括免許）は開設無線局数届出書の提出以降に、免許を受けた総合通信局等から送付される「納入告知書（払込用紙）」によって、電波利用料を納付すること。

5) 免許内容等に変更が生じる場合

免許内容等に変更が生じる場合は、原則として事前に手続が必要である。各種用紙は、総務省電波利用ホームページからダウンロード可能である。

《主な手続・提出書類》

- ・免許人名称・住所の変更・同期方式から準同期方式への変更(12)
 - ……無線局の免許状の訂正申請書
- ・法人が合併等する場合……無線局の免許承継申請書（届出書）
- ・無線局の取替等変更の場合・同期又は準同期方式から準同期以外の非同期方式への変更(13)……無線局の変更等申請書（変更届出書）等
- ・無線局を廃止する場合……無線局の廃止届出書等

6) 有効期間満了後も引き続き使用する場合の手続

無線局免許の有効期間は最大5年間である。有効期間満了後も引き続き無線局を使用したい場合は、免許の有効期間満了の6箇月前～3箇月前の間に「無線局の再免許申請書」及び「特定無線局の再免許申請書」を免許の交付を受けた総合通信局等に提出することが必要である。

(11) 変更申請手続きの簡素化

ローカル5Gの利用において、一の構内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合かつ電気的特性に変更がない場合（低下する場合を除く。）であって、構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合又は構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であっても、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ている場合については、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能である。なお、その場合に給電線の全部又は一部分について同様の考え方によって変更することが可能である。

(12) 同期方式から準同期方式に変更する際の手続

同期方式で免許を取得したが、準同期方式への変更を希望する場合には、免許の交付を受けた総合通信局等において免許状の訂正を行うことにより、準同期方式で運用することが可能となる。

この場合は、免許状訂正申請書を提出し、新たな免許状の交付を受けることが必要である。

(13) 同期又は準同期方式から準同期以外の非同期方式に変更する際の手続

同期又は準同期方式で免許を取得したが、準同期以外の非同期方式への変更を希望する場合には、全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人の間で混信その他の妨害を与えないことについての合意後、免許の交付を受けた総合通信局等に変更申請書類（変更申請書、無線局事項書、工事設計書並びに全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との同意書）を提出し、変更許可を得ることにより、準同期を除く非同期方式で運用することが可能となる。なお変更申請においては、無線局事項書の「22 備考」に、変更後の送信装置のフレーム構成を記載する必要がある。

(14) 共同利用の場合に免許人に求められること

共同利用の基地局の免許人は、共同利用する他の利用者に対して通信役務を提供することになるので、電気通信事業者に限られる。共同利用区域内の他の新規利用希望者がサービスの提供を希望した場合は、免許人はこれを拒否してはならず、基地局等設備の技術的制約の範囲内において、当該希望者の要望に応えるように努めること。

また、新規利用希望者に対し、共同利用区域内においてサービス提供を行っていることを周知するため適切な広報活動を行わなければならない。

当該周知広報活動は再免許の条件となる。

(15) その他

上記の手続については標準的なものを記載したものであり、個別の特殊な事情により上記の手続をとることが困難である場合は、総合通信局等に相談の上で、その指示に従って手続を行うことを妨げるものではない。

3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係

(1) 事業開始に必要な手続

自ら設置したローカル5Gを自己の需要により利用する場合は、電気通信事業に該当しないことから、電気通信事業の登録（電気通信事業法第9条）及び届出（同法第16条第1項）を要することなくローカル5Gの利用を開始することができる。

他方、他人の需要に応じてローカル5G（コア機能など一部の機能のみである場合を含む。）を提供して、その利用料又は広告収入等により利益を得る目的で電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備の規模や区域の範囲等に応じ、電気通信事業の登録又は届出が必要となる。

ただし、電気通信事業に該当する場合であっても、その一の部分の設置の場所が他の部分の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備等によりローカル5Gを提供する場合は、電気通信事業法第164条第1項第2号により適用除外となるため、電気通信事業の登録及び届出を要することなく当該事業を開始することができる。

また、例えば自己の社員や社宅、グループ企業、協力会社等に対して費用負担を求めず、又は実費のみを徴収して電気通信役務を提供する場合など、無償・原価ベースで他人にローカル5Gを提供する場合は、電気通信事業を「営む」に該当せず、電気通信事業の登録及び届出を要することなく当該事業を開始することができる。

ローカル5Gの提供に当たって、電気通信事業の登録又は届出を要するかどうかは、具体的なサービス形態によって異なる。以下の事例を参考にして登録又は届出の要否を判断する必要がある。なお、不明点がある場合には、本店住所を所管する総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。）に相談を行うことができる。

【電気通信事業法】

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合

- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第

七条第二項第七号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一～五 略
2～6 (略)

（適用除外等）

第一百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事業

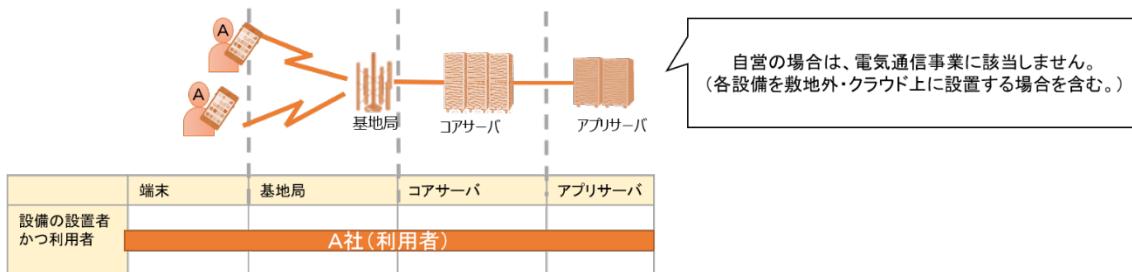
二 その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあっては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

イ ドメイン名電気通信役務
ロ 検索情報電気通信役務
ハ 媒介相当電気通信役務

2～5 (略)

事例1 利用者（A社）が自営でネットワークを構築する場合

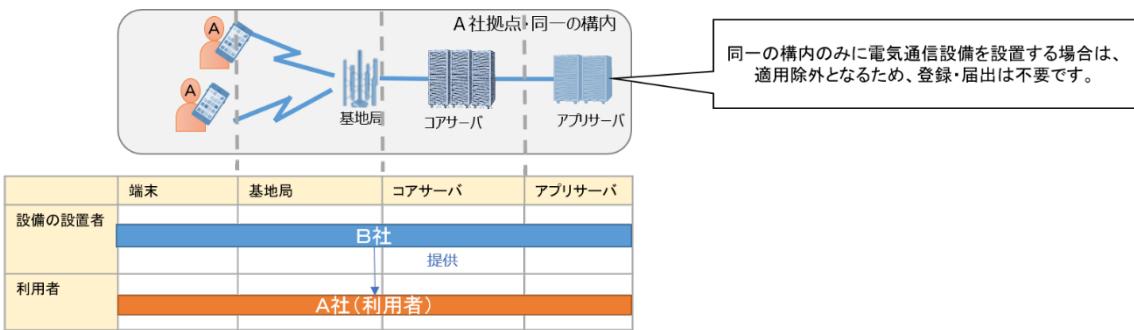


A社は、登録・届出不要

※A社の社員以外の利用者にローカル5Gのネットワークを利用させる場合であっても、A社の関連会社である等の理由で、無償又は原価ベースで提供する場合は、電気通信事業を「営む」に該当せず、**登録・届出不要**

設備の設置者とは、電気通信設備（通信できるようにされた機械、器具、線路その他の電気的設備）を継続的に管理・支配する者をいう（以下同じ）。

**事例2－1 利用者（A社）はネットワークを構築せず、他者（B社）が利用者のネットワークを構築する場合で、
同一の構内に電気通信設備を設置する場合（同一の構内に基地局とコアサーバなどを設置する）**

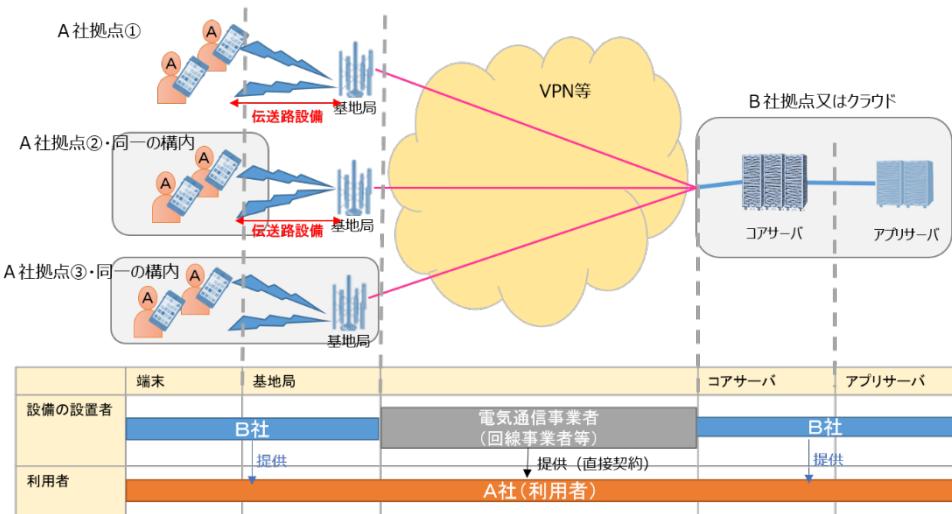


A社は、登録・届出不要

B社は、登録・届出不要

※図のような独立したネットワークを全国各地で複数構築して利用者に提供する場合であっても、ネットワークを構成する電気通信設備が同一構内にどまれば、事業法第164条第1項第2号により適用除外となるため登録・届出不要

**事例2－2 利用者（A社）はネットワークを構築せず、他者（B社）が利用者のネットワークを構築する場合で、
電気通信設備が同一の構内にどまらない場合（異なる場所に基地局とコアサーバなどを設置する場合）**

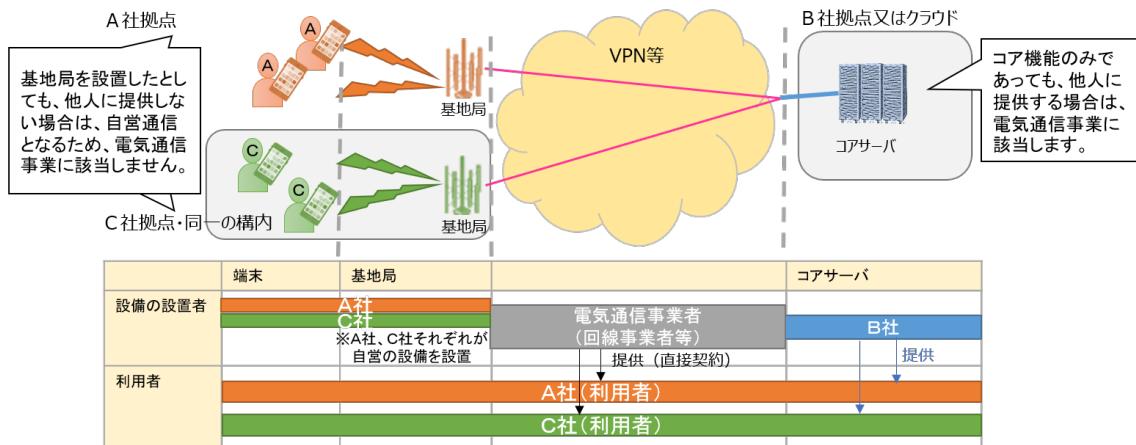


A社は、登録・届出不要

B社は、登録又は届出必要

※ ただし、B社がA社の関連会社である等の理由で、無償又は原価ベースで提供する場合は、
電気通信事業を「営む」に該当せず、登録・届出不要

事例3 利用者（A社・C社）自らが基地局を開設して無線アクセスネットワークを構築し、
他者（B社）がコア機能を構築する場合（異なる場所に設置したコアサーバを他者が提供する場合）



A社、C社は、登録・届出不要（自営の通信のため）

B社は、届出必要（他人の通信を媒介するため）

※ ただし、B社がA社・C社の関連会社である等の理由で、無償又は原価ベースで提供する場合は、
電気通信事業を「営む」に該当せず、登録・届出不要

上記の事例2－2及び事例3のように、ローカル5Gを提供して電気通信事業を行う場合には、事業の開始前に、電気通信事業法施行規則で様式が定められている電気通信事業登録申請書又は電気通信事業届出書に加えて、ネットワーク構成図、提供する電気通信役務に関する書類等を、本店住所を所管する総合通信局等に提出する必要がある。手続の詳細、様式及び記載例は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業の登録・届出の手続について：

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html

電気通信事業参入マニュアル：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000739290.pdf

電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

(2) IMSI 取得に関する考え方

ローカル5Gは、端末の認証や位置情報管理等を行うため、ITU-T勧告E.212に準拠するIMSI (International Mobile Subscription Identity)を使用する必要がある。使用するIMSIについては、ローカル5Gの利用形態・提供形態に応じてそれぞれ以下に示すとおりとする。

- ① HSS (Home Subscriber Server) / UDM (Unified Data Management)

等により構成されるコアネットワークを含むローカル5Gを自ら構築し、自己の需要のみのためにローカル5Gを利用する場合は、「999-002」から始まるIMSIを使用することとする^{*1}。

- ② ローカル5Gの提供（コア機能のみの提供を含む。）が（1）の考え方に基づき電気通信事業の登録及び届出が不要と判断される場合は、「999-002」から始まるIMSIを使用することとする^{*1}。
- ③ 電気通信事業者が他人の需要に応じてローカル5Gの提供（コア機能のみの提供を含む。）を行う場合は、「440」又は「441」から始まるIMSIを使用することとする^{*2}。

※1：「999-002」から始まるIMSIについては、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課に対して、指定申請を行うこと（記載例は付録3に記載）。なお、「999-002」から始まるIMSIの使用は、プライベートネットワークにおける内部使用に限るものとする。また、使用する場合にあっては、ローミングを行ってはならない。

※2：「440」又は「441」から始まるIMSIについては、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室に対して、電気通信番号使用計画の認定申請と合わせて、指定申請を行うこと。

【IMSIの使用例】

ローカル5Gの利用形態又は提供形態	使用可能なIMSI
コアネットワーク及びアクセスネットワークを自ら構築し、自己の需要によりローカル5Gを利用する場合	【999-002-*****】 ただし、プライベートネットワークにおける内部使用に限る。
ローカル5Gの提供に係る電気通信設備の設置が同一の構内にとどまる場合	
ローカル5Gの提供が電気通信事業を「営む」に該当しない場合	
電気通信事業者がローカル5Gを提供する場合	【440-***-*****】 【441-***-*****】

電気通信事業者が電気通信番号を使用するための手続：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html

(3) 電気通信事業の登録又は届出後の手続

電気通信事業の登録又は届出後、以下の手続が必要である。

1) 電気通信番号使用計画の認定申請(IMS)

「440」又は「441」から始まるIMSについては、電気通信事業の登録又は届出後に、電気通信番号使用計画の認定申請を行うことになる。サービス開始前に電気通信番号規則で様式が定められている電気通信番号使用計画認定申請書を、総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課番号企画室に提出し、電気通信番号の指定を受ける必要がある。手引き及び様式は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業者が電気通信番号を使用するための手続：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html

なお、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、事前に、変更認定の申請手続を行う必要がある。

2) 事業用電気通信設備の自己確認の届出

(1)の事例2-2のA社拠点①及び②のように基地局の通信エリアが構内にとどまらない電気通信設備（いわゆる、事業用電気通信設備^{※1}）を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法第41条第1項に基づき、事業用電気通信設備を事業用電気通信設備規則で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

また、電気通信事業法第42条第1項及び第3項に基づき、事業用電気通信設備の使用の開始前に、当該電気通信設備が技術基準に適合していることを自ら確認し、電気通信事業法施行規則で定められている様式第20の2により、事業用電気通信設備の自己確認届出書等を、本店住所を所管する総合通信局等又は総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課に提出しなければならない。

なお、自己確認届出書等の記載事項に変更が生じた場合には、電気通信事業法施行規則で定められている様式第20の3により、自己確認届出書の変更届出書を提出しなければならない。

※1：事業用電気通信設備とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者等の設備のうち、伝送路設備及びこれと接続される設備等、技術基準適合維持義務の対象となる設備のことである。

3) 管理規程の策定・届出

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信事故の事前防止や発生時に必要な取組のうち、電気通信事業者ごとの特性に応じた自主的な取組により確保すべき事項について、電気通信事業法第44条第1項に基づく「事業用

「電気通信設備の管理規程」を作成し、事業の開始前に、電気通信事業法施行規則で定められている様式第21により、事業用電気通信設備の管理規程を、本店住所を所管する総合通信局等に提出しなければならない。

なお、管理規程を変更したときは、電気通信事業法施行規則で定められている様式第22により、管理規程変更届出書を提出しなければならない。

4) 電気通信設備統括管理者の選任・届出

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針・体制・方法に関する業務を統括管理させるため、電気通信事業法第44条の3第1項に基づき電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

また、電気通信設備統括管理者を選任したときには、同条第2項に基づき、電気通信設備統括管理者の選任届出書を、本店住所を所管する総合通信局等に提出しなければならない。

なお、電気通信設備統括管理者の選任届出書を提出後に当該管理者を選任又は解任したときにも、電気通信設備統括管理者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

5) 電気通信主任技術者の選任・届出

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、電気通信事業法第45条第1項に基づき電気通信主任技術者を選任しなければならない。

また、電気通信主任技術者を選任したときには、同条第2項に基づき電気通信主任技術者規則で定められている別表第1号様式により、電気通信主任技術者選任又は解任届出書を、本店住所を所管する総合通信局等に提出しなければならない。

ただし、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者であっても、電気通信主任技術者規則第3条の2で定められている要件、例えば、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村の区域を超えず、当該区域における利用者の数が3万未満、かつ、一定の業務経験又は同等以上の能力を有すると認められる者が配置されている場合等に合致する場合には、電気通信主任技術者を選任する必要はない。

なお、電気通信主任技術者選任届出書を提出後に当該技術者を選任又は解任したときにも、電気通信主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

2)～5) の制度概要は以下のホームページに掲載している。

事業用電気通信設備の安全・信頼性を確保するための制度：

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jigyoyo/index.html

※様式等は前掲の「電気通信事業の登録・届出の手続について」に掲載している。

6) 契約数の報告

(1)の事例2－2のように、基地局を設置してローカル5Gサービスを提供する電気通信事業者は、毎四半期経過後1月以内（1月、4月、7月及び10月末日）に、電気通信事業報告規則で定められた様式12の3により、ローカル5Gサービスの契約等状況報告を、本店住所を所管する総合通信局等又は総合通信基盤局データ通信課に提出する必要がある。なお、様式は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業の報告について：

https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/houkoku_kisoku.html

7) 電気通信事業の変更申請・届出、氏名等変更届出、電気通信事業承継届出、電気通信事業廃止届出等の提出

電気通信事業又は提供する役務に変更があったとき、電気通信事業者の氏名等に変更があったとき、法人の分割又は合併により電気通信事業者の地位を承継したとき、事業を廃止したとき等、電気通信事業及び電気通信事業者に変更が生じたときには本店住所を所管する総合通信局等に書類を提出する必要がある。なお、手続の詳細、様式及び記載例は以下のホームページに掲載している。

電気通信事業の登録・届出の手続について：

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html

4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携

(1) 連携に関する基本的考え方

本ガイドラインの策定時においては、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかではないが、今後、様々な主体による多様なサービスの提供を促進する観点から、現行法令の範囲内において、事業者間におけるネットワークの利用や設備、技術等の提供等の連携を認めることとする。

ただし、ローカル5Gの制度趣旨に即した連携の実施の観点及び公正競争を確保する観点から、以下(2)及び(3)に掲げる事項について留意することが必要である。

(2) 連携によるサービスの補完との関係

1) 全国MNOのサービスの補完を目的とした連携

全国MNOのサービスを補完することを目的として、又は実質的に補完する形態でローカル5G帯域を利用することは、ローカル5Gの本来の趣旨にそぐわないものであり、このようなローカル5G帯域利用は認められない。例えば、ローカル5G帯域と全国MNO向け帯域をキャリアアグリゲーションして全国MNOの利用者向けサービスを提供することや、全国MNOの利用者がローカル5Gのネットワークに対してローミングインする用途のみにローカル5G帯域を用いることが該当する。

2) 連携によるローカル5Gの実現

ローカル5Gの免許人は、次のとおり全国MNO等と連携を行うことが可能である。

① 全国MNOのネットワークの利用

ローカル5Gのサービスを補完することを目的として、全国MNOのネットワークを利用すること（例えば、全国MNOから卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNOとローミングを行うこと）は可能である。

② NSA構成における全国MNO等の4Gシステム等の利用

ローカル5Gの導入当初は、NSA構成による運用となるため、アンカーとしての自営等BWA又は全国MNO若しくは地域BWAの4Gシステム等の利用が必要となる。

一方で、既に地域BWAが利用されている等の事情により、ローカル5Gの免許人が自営等BWAをアンカーとして利用できない場合が想定される。この場合、アンカーとしての、全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用がローカル5Gの実現に不可欠なものであることを踏まえると、全国MNO及び地域BWA事業者は、当該ローカル5Gの免許人による全国MNOの4Gシステム等及び地域BWAの利用について積極的な支援を行うことが期待される。

(3) 公正競争の確保との関係

- 電気通信事業者であるローカル5Gの免許人は、提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であること（例えば、自社の関連会社等の契約者に対してのみ著しく有利な提供条件を適用すること）、ローミングの条件等について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行うこと（例えば、自社の関連会社等が提供する端末に対してのみローミングを認めること）などは、電気通信事業法における業務改善命令の対象となり得る。

[電気通信事業法第29条関係]

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、ローカル5Gサービスについて、特定の電気通信事業者に対して不当に優先的・不利な取扱いを行うこと（例えば、NTT東西によるグループ内の排他的連携によるサービス提供）などは、電気通信事業法における禁止行為規制の対象となり得る。

[電気通信事業法第30条、第31条関係]

- NTT東西は、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携（例えば、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNO等とローミングを行うこと）、異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供（例えば、異なるローカル5Gサービスのエリア間の基地間のハンドオーバーを行うこと）などは、原則として認められない。

なお、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの（例えば、NSA構成における全国MNO等との連携）である場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする。

※ なお、上記の例示は、電波法又は電気通信事業法上問題となり得る行為を網羅的に記載したものではなく、これらの法律の規定の適用については、個別の事案ごとに判断されるものである。

5. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されているローカル5G等のサービスイメージを前提として策定したものであり、技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等を踏まえ、必要に応じその内容を見直すものとする。

別紙1 4.6～4.8GHzの周波数帯において、屋内に設置することが出来ない地域

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村、九戸郡野田村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市、周智郡森町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、静岡市、浜松市
愛知県	新城市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山县	田辺市、新宮市、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知

	夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡饭南町
岡山県	真庭市、苫田郡鏡野町
広島県	庄原市、廿日市市、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、阿武郡阿武町
福岡県	久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、糸島市、三潴郡大木町
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、神埼郡吉野ヶ里町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、東彼杵郡波佐見町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市、西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那霸市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

別紙2 4.8～4.9GHz の周波数帯において、マクロセル基地局等を陸上（海域を除く。）に設置することが出来ない地域

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知

	内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苦前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡藤里町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町、北秋田郡上小阿仁村
新潟県	佐渡市
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
静岡県	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、静岡市、浜松市
愛知県	豊橋市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山县	新宮市、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡海士町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
岡山県	新見市
広島県	庄原市、山県郡安芸太田町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市、阿武郡阿武町
福岡県	柳川市、大川市

佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡東彼杵町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那霸市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

別紙3 4.8~4.9GHz の周波数帯において、スマートセル基地局等を陸上（海域を除く。）に設置する場合に不要発射の強度の値に制限が設けられている地域

都道府県	市町村
北海道	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡佐呂間町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、目梨郡羅臼町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畠村
秋田県	男鹿市、山本郡八峰町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町
静岡県	御前崎市、牧之原市

和歌山県	東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	米子市、境港市
島根県	松江市、浜田市、出雲市、安来市、雲南市
長崎県	対馬市
宮崎県	日南市、串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、大島郡伊仙町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那霸市、石垣市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町

別紙4 4.8～4.9GHz の周波数帯において、マクロセル基地局等を海域に設置することが出来ない地域

- (1) 領海の外側の海域
- (2) 以下に定める市町村の低潮線から、12海里以内の海域

都道府県	市町村
北海道	函館市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二海郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	むつ市、西津軽郡深浦町、下北郡大間町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村
岩手県	宮古市、久慈市、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村
秋田県	能代市、男鹿市、山本郡三種町、山本郡八峰町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市
愛知県	豊橋市

三重県	尾鷲市、熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町
和歌山県	新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市
山口県	萩市、阿武郡阿武町
福岡県	福岡市、宗像市、糸島市
長崎県	対馬市、壱岐市
宮崎県	日南市、串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町

(3) 以下に定める線から、12海里以内の海域

地方	線
北海道東岸（納沙布岬～厚岸湾）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の1の項に掲げる線
北海道西岸（チキウ岬～宗谷岬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の13の項に掲げるイの点（チキウ岬南端）からヨの点（松前大島難波岬南端）まで、タの点（松前大島西北西端）からネの点（神威岬北西方のメノコ岩北西端）まで及びラの点からマの点（宗谷岬北端）までをそれぞれ順次結んだ線
本州東岸（三陸海岸）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の2の項に掲げるイの点（弁天鼻牛島南端）からリの点までを順次結んだ線
本州北西岸北部（能登半島～下北半島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の12の項に掲げるイの点（猿山岬西端）とロの点（舳倉島西端）を結んだ線、ハの点（舳倉島北東端）からホの点（佐渡島春日岬西端）までを順次結んだ線、ヘの点（佐渡島弾埼北端）とトの点（粟島鳥崎北西方のエン貝グリ北端）を結んだ線、チの点からヲの点（大間崎北方の弁天島北西端）までを順次結んだ線及びワの点

	(大間崎北方の弁天島東端)と力の点(尻屋崎北端)を結んだ線
本州南岸(野島崎～御前崎)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の3の項に掲げるハの点からニの点(御前崎南端)までをそれぞれ順次結んだ線
九州北岸(対馬)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の10の項に掲げる線
九州西岸(都井岬～鳥屋鼻)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の9の項に掲げるイの点(都井岬南東端)からホの点(湯瀬南端)まで及びソの点(白瀬北端)からラの点(鳥屋鼻北端)までをそれぞれ順次結んだ線
南西諸島(奄美群島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の6の項に掲げる線
南西諸島(沖縄群島)	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の7の項及び8の項に掲げる線

別紙5 4.8～4.9GHz の周波数帯において、スマートセル基地局等を海域に設置することが出来ない地域

- (1) 領海の外側の海域
- (2) 以下に定める市町村の低潮線から、12海里以内の海域

都道府県	市町村
北海道	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、松前郡松前町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、二海郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、幌泉郡えりも町、野付郡別海町、
青森県	むつ市、下北郡大間町、下北郡佐井村
岩手県	宮古市、下閉伊郡岩泉町
秋田県	男鹿市
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市
三重県	熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町
和歌山县	新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市
山口県	萩市
福岡県	福岡市、糸島市
長崎県	対馬市、壱岐市

宮崎県	串間市
鹿児島県	西之表市、志布志市、奄美市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡八重瀬町

(3) 以下に定める線から、12海里以内の海域

地方	線
北海道東岸（納沙布岬～厚岸湾）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の1の項に掲げる線
北海道西岸（チキウ岬～宗谷岬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の13の項に掲げるイの点（チキウ岬南端）からヨの点（松前大島難波岬南端）まで、タの点（松前大島西北西端）からネの点（神威岬北西方のメノコ岩北西端）まで及びオの点（種島西端）からマの点（宗谷岬北端）までをそれぞれ順次結んだ線
本州東岸（三陸海岸）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の2の項に掲げるイの点（弁天鼻牛島南端）からリの点までを順次結んだ線
本州北西岸北部（能登半島～下北半島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の12の項に掲げるイの点（猿山岬西端）とロの点（舳倉島西端）を結んだ線、ハの点（舳倉島北東端）からホの点（佐渡島春日岬西端）までを順次結んだ線、ヘの点（佐渡島弾埼北端）とトの点（粟島鳥崎北西方のエン貝グリ北端）を結んだ線、チの点からヲの点（大間崎北方の弁天島北西端）までを順次結んだ線及びワの点（大間崎北方の弁天島東端）とカの点（尻屋崎北端）を結んだ線
本州南岸（野島崎～御前崎）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の3の項に掲げるハの点からニの点（御前崎南端）までをそれぞれ順次結んだ線
九州北岸（対馬）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の10の項に掲げる線

九州西岸（都井岬～鳥屋鼻）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の9の項に掲げるイの点（都井岬南東端）からホの点（湯瀬南端）まで及びソの点（白瀬北端）からラの点（鳥屋鼻北端）までをそれぞれ順次結んだ線
南西諸島（奄美群島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の6の項に掲げる線
南西諸島（沖縄群島）	領海及び接続水域に関する法律施行令別表第1の7の項及び8の項に掲げる線

別紙6 4.8～4.9GHz の周波数帯において、スマートセル基地局等を海域に設置する場合に不要発射の強度の値に制限が設けられている地域

(1) 以下に定める市町村の低潮線から、12海里以内の海域

都道府県	市区町村
北海道	函館市、北斗市、松前郡福島町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	西津軽郡深浦町、下北郡風間浦村
岩手県	久慈市、下閉伊郡山田町、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村
秋田県	能代市、山本郡三種町、山本郡八峰町
石川県	鳳珠郡能登町
静岡県	浜松市、湖西市、牧之原市
愛知県	豊橋市
三重県	尾鷲市
鳥取県	米子市、境港市
山口県	阿武町
福岡県	宗像市
宮崎県	日南市
沖縄県	那覇市、豊見城市、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷村、島尻郡座間味村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村

(2) 以下に定める線から、12海里以内の海域

地方	線
北海道西岸（チキウ岬～宗谷岬）	接続水域に関する法律施行令別表第1の13の項に掲げるオの点（種島西端）からラの点（宗谷岬北端）までを順次結んだ線

別紙7 上空利用端末において、準同期運用を実施する場合に全国MNOとの混信その他の妨害を与えないことについての合意が不要となる離隔距離

(1) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

上空利用時の最大空中線電力	離隔距離
1mW以下	3m
1mWから2mW	5m
2mWから4mW	6m
4mWから7mW	9m
7mWから13mW	13m
13mWから25mW	18m
25mWから50mW	25m
50mWから100mWまで	36m
100mWから200mWまで	50m
200mWから400mWまで	71m
400mWから800mWまで	100m

※屋内において使用する場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

(2) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

上空利用時の最大空中線電力	離隔距離
1mW以下	0.3km
1mWから2mW以下	0.4km
2mWから4mW以下	0.5km
4mWから7mW	0.7km
7mWから13mW	1.0km
13mWから25mW	1.4km
25mWから50mW	1.9km
50mWから99mW	2.7km
99mWから198mW	3.8km
198mWから395mWまで	5.3km
395mWから790mWまで	7.5km
790mWから1.58Wまで	10.6km
1.58Wから3.16Wまで	15.0km

※屋内において使用する場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

別添 問合せ先

無線局の開設等に関する問合せ先は以下のとおり。

なお、海域を設置場所又は常置場所とする場合は、設置場所又は常置場所よりも最も距離の近い都道府県を管轄区域とする総合通信局等に問い合わせること。

総合通信局等	担当課	連絡先 (電話番号)	管轄区域
北海道総合通信局	陸上課	011-709-2311 (内線 4653)	北海道
東北総合通信局	陸上課	022-221-0682	青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	陸上第一課	03-6238-1763	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	無線通信課	026-234-9946	新潟県、長野県
北陸総合通信局	無線通信課	076-233-4483	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	陸上課	052-971-9221	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	陸上第一課 (電気通信事業者) 陸上第二課 (国・地方公共団体) 陸上第三課 (一般私企業)	06-6942-8555 06-6942-8554 06-6942-8574	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国総合通信局	陸上課	082-222-3364	鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県
四国総合通信局	無線通信課	089-936-5065	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	陸上課	096-326-7853	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄総合通信事務所	無線通信課	098-865-2306	沖縄県
-----------	-------	--------------	-----

電気通信事業の登録又は届出に係る手続、事業用電気通信設備の自己確認、管理規程、電気通信設備統括管理者、電気通信主任技術者に係る手続及び契約数の報告についての問合せ先は以下のとおり。

総合通信局等	担当課	連絡先 (電話番号)	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4705)	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1675	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9948	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-9403	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3378	鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7824	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	沖縄県

注：電気通信事業の登録又は届出の管轄は、申請又は届出しようとする法人の本

店所在地、個人であれば個人の住所により区分される。
総合通信局等の管轄を超えてローカル5Gを提供する場合

(契約数の報告についての問合せ先)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

電話 : 03-5253-5854

e-mail : telecom-data_atmark_soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

(事業用電気通信設備の自己確認についての問合せ先)

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

電話 : 03-5253-5862

e-mail : kikaku_tyousei_atmark_ml.soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

IMSIの使用手続についての問合せ先は以下のとおり。

(IMSI全般(「440」又は「441」から始まるIMSIを含む。))

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室

電話 : 03-5253-5859

e-mail : bango_atmark_soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

(「999-002」から始まるIMSI)

総合通信基盤局電波部移動通信課

電話 : 03-5253-5861

e-mail : landmobile-keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

(受付時間 月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の9時30分~18時15分)

(上記メールアドレス中の「_atmark_」を「@」にしてください。)